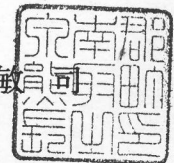


熊取町告示第 18 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり収納の事務を委託したので同条第 2 項の規定に基づき告示する。

令和 6 年 3 月 19 日

熊取町長 藤原 敏



記

1. 受託者・収納事務

| 受託者 | 収納事務 |
|------------------------------------|--|
| 東京都千代田区一番町 25 番地 地方公共団体情報システム機構 | 住民票の写し交付手数料、住民票記載事項証明書交付手数料、印鑑登録証明書交付手数料、戸籍証明書交付手数料、戸籍の附票の写し交付手数料の収納事務 |

2. 委託期間

令和 6 年 4 月 1 日から委託契約終了日まで